

高槻市「はにたんプレミアム付商品券」取扱店舗募集要項

事業概要

- ・趣旨 プレミアム付商品券を発行・販売し、消費税及び地方消費税率の引上げが消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とします。
- ・発行主体 高槻市
- ・名称 はにたんプレミアム付商品券(以下、商品券という)
- ・商品券利用期間 令和元年10月1日(火)～令和2年3月2日(月) ※販売期間も同じ
- ・発行内容 1冊 500円券×10枚綴り(5,000円相当)
 - 〔販売価格〕 1冊 4,000円 ※プレミアム分は全て市が負担
 - 〔発行冊数〕 300,000冊(予定)
 - 〔販売対象〕 市が交付する購入引換券の所持者
 - 〔購入限度〕 購入引換券1枚につき5冊まで
 - 〔販売方法〕 市内の郵便局37局や市内大型店舗などに販売窓口を設置し商品券を販売

1. 取扱店舗の登録資格

(1) 別記1「参加資格」の要件を全て満たしている者とします。

2. 商品券に係わる留意事項

(1) 利用対象にならないもの

別記2「商品券の利用対象にならないもの」をご参照ください。

(2) 取り扱いに関すること

別記3「商品券の取扱留意事項」をご参照ください。

3. 登録申請

(1) 申請方法

①郵送申込の場合

本要項に同意のうえ、「登録申請書」「同意・誓約書」に必要事項を記入のうえ、記名押印し、郵送にて申請してください。登録料は無料です。なお、申請書は店舗ごとに作成が必要ですが、本部・本社等で取りまとめて提出していただいても結構です。

【宛先】 〒550-8691 日本郵便株式会社 大阪西郵便局 私書箱181号
はにたんプレミアム付商品券 店舗登録 係

※FAXでのお申込みはできません。

②インターネット申込の場合

本要項に同意のうえ、特設サイト内の応募フォームに必要事項を入力し送信してください。

特設サイトURL: <https://www.hanitan-premium.jp/register>

※インターネット申込は、令和元年6月27日(木)から受付開始予定

(2) 申請期間

①集中受付期間: 令和元年6月17日(月)～令和元年8月17日(土)まで ※必着

上記期間内の申請店舗は、商品券購入者へ配布する「ご利用の手引き」に店舗情報を掲載します。

②随時受付期間: 令和元年8月18日(日)～令和2年1月31日(金) ※必着

上記①の期間以降も申請を受け付けますが、「ご利用の手引き」への追加掲載は行いません。

ただし、特設サイトの店舗一覧には掲載いたします。

(3) 取扱店舗の審査

申請のあった店舗は、所定の審査を経て、取扱店舗として承認し、登録します。

審査結果は郵送にて通知します。

(4) その他

登録された取扱店舗に対し説明会を開催します。その際に参加キット(店舗マニュアル、ステッカー、ポスター、換金ツール等)をお渡しします。詳細については、後日、審査結果とともにお知らせします。

【開催時期】令和元年9月上旬(予定)

※説明会に参加できない、もしくは説明会実施後に登録された店舗については、参加キットを郵送にて順次お送りいたします。

4. 換金について

(1) 取扱店舗は、使用済み商品券と換金請求書等の必要書類を下記へ送付してください。

【宛先】 550-0001 大阪府大阪市西区土佐堀1-3-18-6F

「はにたんプレミアム付商品券」事務局

【受付期間】 令和元年10月1日(火)～令和2年3月10日(火)※必着

※最終利用日からの受付期間が大変短くなっておりませんが、振込手続等の都合上、3月10日(火)上記事務局必着でご送付くださいますようお願いいたします。

(2) 換金請求金額と商品券の確認を行い、精算金額を取扱店舗の指定口座へ振り込みます。

※換金方法等の詳細は、後日お渡しします参加キットに同封の「店舗マニュアル」をご覧ください。

<参考>・換金×日及び振込日の目安…期間中毎月15日×、当月末振込(予定)

・ただし、換金依頼が集中すると予想される月は2回実施予定。

(3) 使用済商品券を換金する際、万一入金額に差異があった場合に備え、確認のため、取扱店舗控え部分を入金確認が完了するまで大切に保管してください。

(4) 取扱店舗控え部分がない場合は、入金額に差異があっても異議の申出には応じられません。また、控えがある場合でも、振り込み後、2週間を過ぎてからの異議の申出には応じられませんのでご注意ください。

5. 取扱店舗の取消等

本要項に違反する行為が認められた場合、申請内容に虚偽・不備等があった場合は換金の拒否や取扱店舗の登録を取り消すことがあります。また、違反により損害金が発生した場合は賠償請求することがあります。

6. その他留意事項等

別記4[その他の留意事項]をご参照ください。

[別記1:参加資格]

- (1)別記2「商品券の利用対象にならないもの」に掲げる取引、商品以外を取り扱う者であること
- (2)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っていない者であること
- (3)特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っていない者であること
- (4)高槻市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けていない者であること
- (5)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されていない者等であること
- (6)役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと
- (7)暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと
- (8)役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと
- (9)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

[別記2:商品券の利用対象にならないもの]

- (1)出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
- (2)有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3)たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4)医療保険や介護保険等の公的保険制度の一部負担金
- (5)事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (6)土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- (7)現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- (9)特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10)商品券の交換、譲渡及び売買

※平成27年度に高槻市が実施したプレミアム商品券事業と同等の条件で実施します。

〔別記3：商品券の取扱留意事項〕

- (1) 商品券は、利用期間内に限り、物品の販売またはサービスの提供等の取引において利用可能とします。
- (2) 商品券により支払いを受けた物品等は、返品対応を行わないで下さい。不良品の場合は、必ず良品との交換でご対応ください。
- (3) 現金との交換・両替は行わないでください。
- (4) お釣りは渡さないでください。また、取引代金の不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 利用者から商品券を受け取る際は、見本券と照合し、相違がないことを確認してください。光沢潜像印刷（偽造防止用）の絵柄が切り替わらない、色合いが明らかに違うなど、偽造券であることが判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともにその事実を速やかに警察に通報し、はにたんプレミアム付商品券事務局にもご報告ください。
- (6) 利用者から受け取った商品券は、再流通を防ぐため速やかに裏面に取扱店舗名を記載してください（ゴム印可）。また、既に取扱店舗名の記載があるものは受け取りを拒否してください。
- (7) 綴りから切り離された商品券は原則使用できませんが、消費者が綴りを持っており、商品券番号から、その綴りと確認できれば、使用できます。
- (8) 受け取った商品券は、換金請求まで取扱店舗で責任をもって保管・管理をしてください。
- (9) 盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（高槻市）は責を負いません。

〔別記4：その他の留意事項〕

- (1) 取扱店舗は、商品券が利用できる店舗であることが明確になるよう、はにたんプレミアム付商品券事務局が配布するステッカー、ポスター等を利用者に見やすく分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 配布する見本券は、商品券を取り扱う全員に周知し、責任をもって厳重に管理してください。
- (3) 利用期間中に店舗の登録情報に変更があった場合、速やかに、はにたんプレミアム付商品券事務局にご連絡ください。
- (4) 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定する等はお控えください。
- (5) 取扱店舗として広告などを予定されている際に、本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物・掲出等を希望される場合は、事前に高槻市の承認が必要となります。専用ホームページに申請様式を掲載しますので、必要事項を記載し、事務局へ提出してください。
- (6) 取扱店舗として登録後に途中辞退し、店舗側の都合で商品券の取扱いを取り止めた場合、損害賠償等が発生する場合があります。
- (7) 国庫補助を活用して実施する事業であるため、国の方針等によって、内容が変更される可能性があります。ご了承ください。
- (8) この募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、高槻市がその対応を決定します。
- (9) 当該事業の円滑な運営に、ご協力をお願いいたします。

お問合せ先 はにたんプレミアム付商品券事務局

TEL: 0120-160-363

開局期間: 令和元年6月17日(月)～令和2年3月31日(火)

受付時間: 10:00～18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

専用ホームページURL: <https://www.hanitan-premium.jp>

